

# 心身障害児在宅福祉手当のあらまし

令和5年8月作成

## 【対象となる人】

特別児童扶養手当・障害児福祉手当の認定を受けている人で、受給者・配偶者・扶養義務者のいずれかの所得制限により、手当の支給が停止となった人。

※心身障害児在宅福祉手当の申請者は障がいのある児童の保護者となります。

## 対象者判定表

認定されている手当	停止されている手当	対象
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	○
障害児福祉手当	障害児福祉手当	○
特別児童扶養手当と 障害児福祉手当の両方	特別児童扶養手当のみ停止	×
	障害児福祉手当のみ停止	×
	特別児童扶養手当と 障害児福祉手当の両方	○

なお、対象者が以下に該当する場合、資格を失うため手当を受給できません。  
資格を失った状態で届出なく受給していた場合、手当を遡って返還していただきます。

- 20歳に到達した場合
- 福祉施設で生活する(施設入所した)場合 ※対象外の施設あり
- 障がいの状態が基準に該当しなくなった場合
- 障がいに係る公的年金を受給した場合
- 沼津市に住所を有しなくなった場合
- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の資格を喪失し、両手当の認定を受けていない状態となった場合

## 【申請に必要なもの】

1. 心身障害児在宅福祉手当認定請求書
2. 対象者本人名義の預金通帳（口座番号等をコピーしたもの）

## 【手当額】

月額 5,000円

## 【支給日】

支給日は年3回です。4か月分の手当をまとめて受給者の通帳へ振込みます。

※ 支給日が土・日・祝の場合は、その後の平日に振込みます。

※ 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給が停止した月から支給開始となります。

4月25日（12、1、2、3月分）

8月25日（4、5、6、7月分）

12月25日（8、9、10、11月分）

## 【支給停止】

特別児童扶養手当・障害児福祉手当のいずれかの支給停止が解除された場合、心身障害児在宅福祉手当の支給は自動的に停止となります。

特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給が再び停止となった場合、心身障害児在宅福祉手当の支給は自動的に再開しますので、お手続きは不要です。

## 【現況届】

手当の受給者は、毎年8月に障がいのある児童の現況を届出する必要があります。この手続きをしないと、8月分以降の手当を受給することができません。

7月頃に障がい福祉課から通知しますので、お手続きをお願いします。

## 【変更及び資格喪失】（該当者は障がい福祉課で手続きしてください。）

- 住所・氏名を変更する場合
- 振込口座を変更する場合
- 市外へ転出する場合
- 受給者が福祉施設に入所する場合
- 受給者の障がいの状態が軽くなった場合

※ その他、ご不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

〒410-8601

沼津市御幸町16-1

沼津市役所 障がい福祉課 給付係

TEL：055-934-4829

FAX：055-934-2631